

入会についての確認事項

平成18年4月1日施行

平成19年4月1日改正

平成21年5月29日改正

定款第6条の別に定める基準として、一般社団法人北海道町内会連合会（以下本会という）の入会について、次のとおり確認する。

（正会員）

- 1 本会に入会することができる町内会は、市区町村を単位とした連合組織とする。
ただし、市町村を単位とした連合組織が結成されていない市町村並びに札幌市においては、次のとおりとする。
 - ①市町村を単位とした連合組織が結成されていない市町村並びに札幌市において、社会福祉協議会等の市区町村内の単位町内会等の連絡調整を行える組織がある場合、その組織をもって入会できることとする。
 - ②市町村において、上記①の組織がない場合は、ブロック（地区別）の連合組織でも入会できることとする。
この場合、ブロック（地区別）の連合組織であれば同一市町村から複数の組織が入会できることとする。
札幌市において、区全体で入会する場合の会員権は、区内の連合組織毎に有することとする。
ただし、区全体で入会できない場合は、区内の連合組織でも入会できることとする。
 - ③本会会費は、本会会費基準（正会員）による。
ただし、②の場合で複数で入会している場合の均等割会費は、入会している連合組織が分担して納入するものとする。

（準会員）

- 2 本会に準会員として入会することができる町内会は、次のとおりとする。
 - ①市区町村を単位とした連合組織が結成されていない市区町村、社会福祉協議会等の市区町村内の単位町内会等の連絡調整を行える組織がない市区町村、またはブロック（地区別）の連合組織がない市町村においては「単位町内会・自治会」をもって入会できることとする。
 - ②また、上記①の市区町村を単位とした連合組織、あるいはブロック（地区別）の連合組織が結成されているが、本会への加入の合意が得られない場合、「単位町内会・自治会」をもって入会できることとする。
 - ③本会会費は、本会会費基準（準会員）による。
 - ④準会員は、総会の議決権はないものとする。